特　許　協　力　条　約

発信人　日本国特許庁（国際調査機関）

出願人代理人

岡部　正夫　　殿

あて名

〒　１００－０００５

東京都千代田区丸の内３－２－３
富士ビル６０２号室

受領印
2003. 7. 16
岡部国際特許事務所

PCT

追加して納付すべき手数料の納付命令書

（法第８条第４項、法施行規則第４３条第１項）
〔ＰＣＴ１７条(3)(a)、規則40.1〕

出願人又は代理人の書類記号　ＣＦＯ１７２９７ＷＯ	発送日（日.月.年）　15.07.03
国際出願番号　ＰＣＴ／ＪＰ０３／０７０００	納付期間　上記発送日から　１　月以内
出願人（氏名又は名称）　キヤノン株式会社	国際出願日（日.月.年）　０３．０６．０３

１．　この国際調査機関は、

(i)　次に示す請求の範囲に記載されている国際出願の発明の数は　6　であり、
（１－３，６），（４，５），（７－１０），（１１－１４），（１５，１６），（１７－２８）

別紙　に示す理由により、この国際出願は発明の単一性の要件（法施行規則第１３条（ＰＣＴ規則13.1、13.2及び13.3））を満たしていないと認める。

(ii)　☒　部分的に調査報告を作成した（付属書類参照）。
☐　請求の範囲に最初に記載されている発明に係る部分（請求の範囲　　）について国際調査報告を作成する。

(iii)　追加手数料が納付された場合にのみ、かつ納付された範囲に限り、国際出願のその他の部分について国際調査報告を作成する。

２．　出願人に、上記期間内に、次に示す金額を納付することを命じる。

６３．０００　円×　５　＝　３１５．０００　円
１の追加発明の手数料　追加発明の数　追加手数料の総額

出願人は、法施行規則第４４条（ＰＣＴ規則40.2(c)）の規定により、異議の申立て、すなわち、この国際出願が発明の単一性の要件を満たしている旨又は要求された追加手数料の額が過大である旨の理由を示した陳述書の提出とともに、追加手数料の納付をすることができる。

３．　☐　請求の範囲　　は、法第８条第２項各号の一に該当し（ＰＣＴ１７条(2)）、国際調査を行うことができないので、どの発明にも含まれていない。

名称及びあて名 日本国特許庁（ＩＳＡ／ＪＰ） 郵便番号１００－８９１５ 東京都千代田区霞が関三丁目４番３号	権限のある職員　２Ｈ　９７１１ 特　許　庁　長　官 電話番号　０３－３５８１－１１０１　内線　３２３０

様式ＰＣＴ／ＩＳＡ／２０６（１９９２年７月）　　（添付用紙の注意書きを参照）

１．請求の範囲１－３，６は、インク受容部を備えたインク用被記録媒体において、色材と反応して色材を保持する反応物質がインク受容部の深さ方向に関して増加する分布で存在する増加領域をインク記録面から離れた位置に有する発明である。

２．請求の範囲４，５は、インク受容部を備えたインク用被記録媒体において、色材と反応して色材を保持する反応物質がインク受容部の深さ方向に関して増加する分布で存在する増加領域をインク記録面から離れた位置に有し、インク付与面にアルミナ水和物層を有する発明である。

３．請求の範囲７－１０は、インク受容部を備えたインク用被記録媒体において、色材と反応して色材を保持する反応物質がインク受容部の深さ方向に関して増加する分布で存在する増加領域をインク記録面から離れた位置に有し、第１層領域と第２層領域からなるインク受容層の架橋度を相対的に特定している発明である。

４．請求の範囲１１－１４は、インク受容部を備えたインク用被記録媒体において、色材と反応して色材を保持する反応物質がインク受容部の深さ方向に関して増加する分布で存在する増加領域をインク記録面から離れた位置に有し、第１層領域と第２層領域からなる架橋されているインク受容層のｐＨ値を相対的に特定している発明である。

５．請求の範囲１５，１６は、インク受容層が形成されるインク用被記録媒体の基材に関する発明である。

６．請求の範囲１７－２８は、反応物質を含有するインク受容部を備えたインク用被記録媒体の製造方法に関する発明である。

上記１．～６．の発明において、ＰＣＴ規則１３．２の意味における特別の技術的特徴と考えられる、「色材と反応して色材を保持する反応物質がインク受容部の深さ方向に関して増加する分布で存在する増加領域をインク記録面から離れた位置に有するインク受容部を備えたインク用被記録媒体」、「色材と反応して色材を保持する反応物質がインク受容部の深さ方向に関して増加する分布で存在する増加領域を、インク記録面から離れた位置に有する架橋されている第１層領域と第２層領域からなるインク受容部を備えたインク用被記録媒体」は、ＪＰ　８－３３８０００　Ａ（キヤノン株式会社）１９９６．１２．２４、ＪＰ　２００３－９４８００Ａ（三菱製紙株式会社）２００３．０４．０３等に見られるように、既知のインク用被記録媒体であると認められることから（なお、特願平２００２－１６２９１０号には、基材表面がカチオンか処理され、アルミナ水和物を含有するインク受容層を設けているインクジェット用被記録媒体以外については、記載されていないことも考慮されたい。）、上記の発明群は、単一の一般的発明概念を形成するように連関している一群の発明であるとは認められない。

したがって、上記の発明群同士は、単一性を満足する関係であるとはいえない。

部分的な国際調査の結果に関する通知

国際出願番号　ＰＣＴ／ＪＰ０３／０７０００

1．この通知は追加して納付すべき手数料の納付命令書(PCT/ISA/206の書式）の別紙である。
この通知は、請求の範囲に最初に記載されている発明に係る部分（請求の範囲 １－３，６ ）について作成された部分的国際調査の結果の通知である。
2．この通知は法第８条、法施行規則第４０条（ＰＣＴ第18条、ＰＣＴ規則43）に規定されている国際調査報告ではない。
3．もし、出願人が追加手数料を納付しない場合には、この通知に示された内容が国際調査の結果とみなされ、国際調査報告に含まれる。
4．もし、出願人が追加手数料を納付した場合には、国際調査報告は、この通知に示された内容と追加手数料を支払った国際出願のその他の部分についてなされた国際調査の結果の両方を含む。

関連すると認められる文献

引用文献のカテゴリー＊	引用文献名　及び一部の箇所が関連するときは、その関連する箇所の表示	関連する請求の範囲の番号
X	ＪＰ　８－３３８０００　Ａ（キヤノン株式会社） １９９６．１２．２４，全文全図（ファミリーなし）	１－３，６
X	ＪＰ　８－２３０３１１　Ａ（キヤノン株式会社） １９９６．０９．１０，全文全図（ファミリーなし）	１－３，６
X	ＪＰ　８－３２４１００　Ａ（新王子製紙株式会社） １９９６．１２．１０，全文全図（ファミリーなし）	１－３，６
X	ＵＳ　５６７０２４２　Ａ（Canon Kabushiki Kaisha, 0ＪＩ Paper Co.,Ltd.）１９９７．０９．２３，全文全図 ＆　ＪＰ　７－８９２２０　Ａ	１－３，６
ＰＸ	ＪＰ　２００３－９４８００　Ａ（三菱製紙株式会社） ２００３．０４．０３，全文（ファミリーなし）	１－３，６
ＰＸ	ＪＰ　２００２－３２１４４５　Ａ（三菱製紙株式会社） ２００２．１１．０５，全文（ファミリーなし）	１－３，６
ＰＸ	ＪＰ　２００２－２２５４２３　Ａ（三菱製紙株式会社） ２００２．０８．１４，全文（ファミリーなし）	１－３，６
ＥＸ	ＪＰ　２００３－１６５２６９　Ａ（三菱製紙株式会社） ２００３．０６．１０，全文（ファミリーなし）	１－３，６

☒ この欄の続きにも文献が列挙されている。　　☐ パテントファミリーに関する別紙を参照。

＊　引用文献のカテゴリー
「Ａ」特に関連のある文献ではなく、一般的技術水準を示すもの
「Ｅ」国際出願日前の出願または特許であるが、国際出願日以後に公表されたもの
「Ｌ」優先権主張に疑義を提起する文献又は他の文献の発行日若しくは他の特別な理由を確立するために引用する文献（理由を付す）
「Ｏ」口頭による開示、使用、展示等に言及する文献
「Ｐ」国際出願日前で、かつ優先権の主張の基礎となる出願の日の後に公表された文献
「Ｔ」国際出願日又は優先日後に公表された文献であって出願と矛盾するものではなく、発明の原理又は理論の理解のために引用するもの
「Ｘ」特に関連のある文献であって、当該文献のみで発明の新規性又は進歩性がないと考えられるもの
「Ｙ」特に関連のある文献であって、当該文献と他の１以上の文献との、当業者にとって自明である組合せによって進歩性がないと考えられるもの
「＆」同一パテントファミリー文献

部分的な国際調査の結果に関する通知

国際出願番号　ＰＣＴ／ＪＰ０３／０７０００

関連すると認められる文献（つづき）

引用文献のカテゴリー＊	引用文献名　及び一部の箇所が関連するときは、その関連する箇所の表示	関連する請求の範囲の番号
ＰＡ	ＥＰ　１２２６９５９　Ａ２（Felix Schoeller jr Foto-und spezialpapiere GmbH & Co. KG）２００２．０７．３１，全文 & ＪＰ　２００２－３０７８２３　Ａ	１－３，６

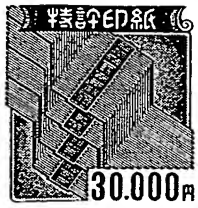

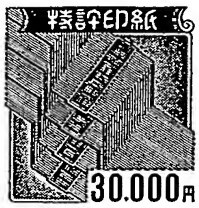

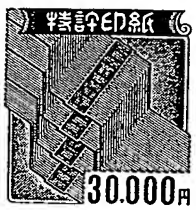

(315,000 円)

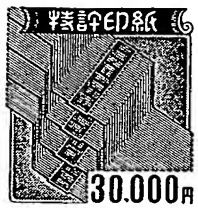

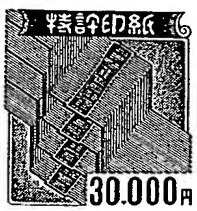

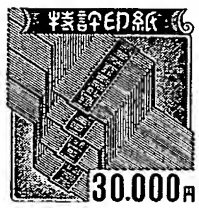

手数料追加納付書

特許庁長官　　今　井　康　夫　殿

1．　国際出願の表示　　ＰＣＴ／ＪＰ０３／０７０００

2．　出願人

名　称　　キヤノン株式会社

CANON　KABUSHIKI　KAISHA

あて名　　〒146-8501　日本国東京都大田区下丸子３丁目３０番２号

3-30-2, Shimomaruko, Ohta-ku, Tokyo 146-8501, Japan

国　籍　　日本国　Japan

住　所　　日本国　Japan

3．　代理人

氏　名　　(9694) 弁理士　臼井　伸一　　印

USUI Shinichi

あて名　　〒100-0005　日本国東京都千代田区丸の内３丁目２番３号
富士ビル 602 号室

No. 602, Fuji Bldg., 2-3, Marunouchi 3-chome,
Chiyoda-ku, Tokyo 100-0005 JAPAN

4．　補正命令の日付　　１５．０７．０３

5．　追加納付の命令に係る発明の数　　5

6．　追加納付の金額　　３１５，０００円

7．　添付書類の目録

（1）　陳述書　　１通

特　許　協　力　条　約

PCT

国際調査報告

（法８条、法施行規則第40、41条）
〔ＰＣＴ１８条、ＰＣＴ規則43、44〕

出願人又は代理人 の書類記号 ＣＦＯ１７２９７ＷＯ	今後の手続きについては、国際調査報告の送付通知様式（ＰＣＴ／ＩＳＡ／２２０）及び下記５を参照すること。	
国際出願番号 ＰＣＴ／ＪＰ０３／０７０００	国際出願日 （日.月.年）　０３．０６．０３	優先日 （日.月.年）　０４．０６．０２
出願人（氏名又は名称） キヤノン株式会社		

国際調査機関が作成したこの国際調査報告を法施行規則第41条（ＰＣＴ１８条）の規定に従い出願人に送付する。
この写しは国際事務局にも送付される。

この国際調査報告は、全部で　5　ページである。

☐ この調査報告に引用された先行技術文献の写しも添付されている。

１．国際調査報告の基礎

ａ．言語は、下記に示す場合を除くほか、この国際出願がされたものに基づき国際調査を行った。
☐ この国際調査機関に提出された国際出願の翻訳文に基づき国際調査を行った。

ｂ．この国際出願は、ヌクレオチド又はアミノ酸配列を含んでおり、次の配列表に基づき国際調査を行った。
☐ この国際出願に含まれる書面による配列表
☐ この国際出願と共に提出された磁気ディスクによる配列表
☐ 出願後に、この国際調査機関に提出された書面による配列表
☐ 出願後に、この国際調査機関に提出された磁気ディスクによる配列表
☐ 出願後に提出した書面による配列表が出願時における国際出願の開示の範囲を超える事項を含まない旨の陳述書の提出があった。
☐ 書面による配列表に記載した配列と磁気ディスクによる配列表に記録した配列が同一である旨の陳述書の提出があった。

２．☐ 請求の範囲の一部の調査ができない（第Ｉ欄参照）。

３．☒ 発明の単一性が欠如している（第Ⅱ欄参照）。

４．発明の名称は
☒ 出願人が提出したものを承認する。
☐ 次に示すように国際調査機関が作成した。

５．要約は
☒ 出願人が提出したものを承認する。
☐ 第Ⅲ欄に示されているように、法施行規則第47条（ＰＣＴ規則38.2(b)）の規定により国際調査機関が作成した。出願人は、この国際調査報告の発送の日から１カ月以内にこの国際調査機関に意見を提出することができる。

６．要約書とともに公表される図は、
第　4　図とする。☐ 出願人が示したとおりである。　☐ なし
☐ 出願人は図を示さなかった。
☒ 本図は発明の特徴を一層よく表している。

国際調査報告

国際出願番号　ＰＣＴ／ＪＰ０３／０７０００

第Ⅰ欄　請求の範囲の一部の調査ができないときの意見（第１ページの２の続き）

法第８条第３項（ＰＣＴ１７条(2)(a)）の規定により、この国際調査報告は次の理由により請求の範囲の一部について作成しなかった。

1．☐ 請求の範囲 _____ は、この国際調査機関が調査をすることを要しない対象に係るものである。つまり、

2．☐ 請求の範囲 _____ は、有意義な国際調査をすることができる程度まで所定の要件を満たしていない国際出願の部分に係るものである。つまり、

3．☐ 請求の範囲 _____ は、従属請求の範囲であってＰＣＴ規則6.4(a)の第２文及び第３文の規定に従って記載されていない。

第Ⅱ欄　発明の単一性が欠如しているときの意見（第１ページの３の続き）

次に述べるようにこの国際出願に二以上の発明があるとこの国際調査機関は認めた。

特別ページ参照

1．☒ 出願人が必要な追加調査手数料をすべて期間内に納付したので、この国際調査報告は、すべての調査可能な請求の範囲について作成した。

2．☐ 追加調査手数料を要求するまでもなく、すべての調査可能な請求の範囲について調査することができたので、追加調査手数料の納付を求めなかった。

3．☐ 出願人が必要な追加調査手数料を一部のみしか期間内に納付しなかったので、この国際調査報告は、手数料の納付のあった次の請求の範囲のみについて作成した。

4．☐ 出願人が必要な追加調査手数料を期間内に納付しなかったので、この国際調査報告は、請求の範囲の最初に記載されている発明に係る次の請求の範囲について作成した。

追加調査手数料の異議の申立てに関する注意

☒ 追加調査手数料の納付と共に出願人から異議申立てがあった。

☐ 追加調査手数料の納付と共に出願人から異議申立てがなかった。

国際調査報告

国際出願番号　ＰＣＴ／ＪＰ０３／０７０００

Ａ．　発明の属する分野の分類（国際特許分類（ＩＰＣ））

Ｉｎｔ．Ｃｌ⁷　Ｂ４１Ｍ５／００，Ｂ４１Ｊ２／０１，Ｄ２１Ｈ９／６０，Ｄ２１Ｈ９／８２

Ｂ．　調査を行った分野

調査を行った最小限資料（国際特許分類（ＩＰＣ））

Ｉｎｔ．Ｃｌ⁷　Ｂ４１Ｍ５／００，Ｂ４１Ｊ２／０１，Ｄ２１Ｈ９／６０，Ｄ２１Ｈ９／８２

最小限資料以外の資料で調査を行った分野に含まれるもの

日本国実用新案公報　　１９２２－１９９６年
日本国公開実用新案公報　１９７１－２００３年
日本国登録実用新案公報　１９９４－２００３年
日本国実用新案登録公報　１９９６－２００３年

国際調査で使用した電子データベース（データベースの名称、調査に使用した用語）

Ｃ．　関連すると認められる文献

引用文献のカテゴリー＊	引用文献名　及び一部の箇所が関連するときは、その関連する箇所の表示	関連する請求の範囲の番号
Ｘ	ＵＳ　６４３６５１４　Ｂ１（Mitsubishi Paper Mills Limited） ２００２．０８．２０，全文 ＆　ＪＰ　２０００－１９８２６８　Ａ	１－６
Ｘ	ＥＰ　１０４８４７９　Ａ２（Oji Paper Co.,Ltd.） ２０００．１１．０２，全文 ＆　ＪＰ　２００１－１０２２０　Ａ	１－６

☒ Ｃ欄の続きにも文献が列挙されている。　　☐ パテントファミリーに関する別紙を参照。

＊　引用文献のカテゴリー
「Ａ」特に関連のある文献ではなく、一般的技術水準を示すもの
「Ｅ」国際出願日前の出願または特許であるが、国際出願日以後に公表されたもの
「Ｌ」優先権主張に疑義を提起する文献又は他の文献の発行日若しくは他の特別な理由を確立するために引用する文献（理由を付す）
「Ｏ」口頭による開示、使用、展示等に言及する文献
「Ｐ」国際出願日前で、かつ優先権の主張の基礎となる出願の日の後に公表された文献
「Ｔ」国際出願日又は優先日後に公表された文献であって出願と矛盾するものではなく、発明の原理又は理論の理解のために引用するもの
「Ｘ」特に関連のある文献であって、当該文献のみで発明の新規性又は進歩性がないと考えられるもの
「Ｙ」特に関連のある文献であって、当該文献と他の１以上の文献との、当業者にとって自明である組合せによって進歩性がないと考えられるもの
「＆」同一パテントファミリー文献

国際調査を完了した日 ２６．０８．０３	国際調査報告の発送日 09.09.03
国際調査機関の名称及びあて先 日本国特許庁（ＩＳＡ／ＪＰ） 郵便番号１００－８９１５ 東京都千代田区霞が関三丁目４番３号	特許庁審査官（権限のある職員） 野田　定文　　２Ｈ　９７１１ 電話番号　０３－３５８１－１１０１　内線　３２３０

様式ＰＣＴ／ＩＳＡ／２１０（第２ページ）（１９９８年７月）

国際調査報告

国際出願番号　ＰＣＴ／ＪＰ０３／０７０００

Ｃ（続き）．　関連すると認められる文献

引用文献のカテゴリー＊	引用文献名　及び一部の箇所が関連するときは、その関連する箇所の表示	関連する請求の範囲の番号
Ｘ	ＪＰ　８－３３８０００　Ａ（キヤノン株式会社） １９９６．１２．２４，全文全図（ファミリーなし）	１－６
Ｘ	ＪＰ　８－２３０３１１　Ａ（キヤノン株式会社） １９９６．０９．１０，全文全図（ファミリーなし）	１－６
Ｘ	ＪＰ　８－３２４１００　Ａ（新王子製紙株式会社） １９９６．１２．１０，全文全図（ファミリーなし）	１－６
Ｘ	ＵＳ　５６７０２４２　Ａ（Canon Kabushiki Kaisha, Oji Paper Co.,Ltd.）１９９７．０９．２３，全文全図 ＆　ＪＰ　７－８９２２０　Ａ	１－６
ＰＸ	ＪＰ　２００３－９４８００　Ａ（三菱製紙株式会社） ２００３．０４．０３，全文（ファミリーなし）	１－１６
ＰＸ	ＪＰ　２００２－３２１４４５　Ａ（三菱製紙株式会社） ２００２．１１．０５，全文（ファミリーなし）	１－１６
ＰＸ	ＪＰ　２００２－２２５４２３　Ａ（三菱製紙株式会社） ２００２．０８．１４，全文（ファミリーなし）	１－１６
ＥＸ	ＪＰ　２００３－１６５２６９　Ａ（三菱製紙株式会社） ２００３．０６．１０，全文（ファミリーなし）	１－１６
ＥＸ	ＪＰ　２００３－１９１６３３　Ａ（三菱製紙株式会社） ２００３．０７．０９，全文（ファミリーなし）	１－１６

１．請求の範囲１－３，６は、インク受容部を備えたインク用被記録媒体において、色材と反応して色材を保持する反応物質がインク受容部の深さ方向に関して増加する分布で存在する増加領域をインク記録面から離れた位置に有する発明である。

２．請求の範囲４，５は、インク受容部を備えたインク用被記録媒体において、色材と反応して色材を保持する反応物質がインク受容部の深さ方向に関して増加する分布で存在する増加領域をインク記録面から離れた位置に有し、インク付与面にアルミナ水和物層を有する発明である。

３．請求の範囲７－１０は、インク受容部を備えたインク用被記録媒体において、色材と反応して色材を保持する反応物質がインク受容部の深さ方向に関して増加する分布で存在する増加領域をインク記録面から離れた位置に有し、第１層領域と第２層領域からなるインク受容層の架橋度を相対的に特定している発明である。

４．請求の範囲１１－１４は、インク受容部を備えたインク用被記録媒体において、色材と反応して色材を保持する反応物質がインク受容部の深さ方向に関して増加する分布で存在する増加領域をインク記録面から離れた位置に有し、第１層領域と第２層領域からなる架橋されているインク受容層のｐＨ値を相対的に特定している発明である。

５．請求の範囲１５，１６は、インク受容層が形成されるインク用被記録媒体の基材に関する発明である。

６．請求の範囲１７－２８は、反応物質を含有するインク受容部を備えたインク用被記録媒体の製造方法に関する発明である。

上記１．～６．の発明において、ＰＣＴ規則１３．２の意味における特別の技術的特徴と考えられる、「色材と反応して色材を保持する反応物質がインク受容部の深さ方向に関して増加する分布で存在する増加領域を、インク記録面から離れた位置に有するインク受容部を備えたインク用被記録媒体」、「色材と反応して色材を保持する反応物質がインク受容部の深さ方向に関して増加する分布で存在する増加領域を、インク記録面から離れた位置に有し、架橋されている第１層領域と第２層領域からなるインク受容層を備えたインク用被記録媒体」は、ＪＰ　８－３３８０００　Ａ（キヤノン株式会社）１９９６．１２．２４、ＪＰ　２００３－９４８００　Ａ（三菱製紙株式会社）２００３．０４．０３等に見られるように、既知のインク用被記録媒体であると認められることから（なお、本件出願の基礎出願（特願平２００２－１６２９１０号）には、基材表面がカチオン化処理され、アルミナ水和物を含有するインク受容層を設けているインクジェット用被記録媒体以外については、記載されていないので、ＪＰ　２００３－９４８００　Ａは、本件出願前公知である。）、上記の発明群は、単一の一般的発明概念を形成するように連関している一群の発明であるとは認められない。

したがって、上記の発明群同士は、単一性を満足する関係であるとはいえない。